

高齢者在宅福祉サービスのご案内

町では、在宅の高齢者及びご家庭で高齢者の介護をされているご家族の方を対象に様々なサービスを用意しています。

●ねたきり高齢者等介護手当交付

- ▼対象者＝要介護度3以上の高齢者を在宅で介護している同居の家族の方。
- ▼内容＝月額3,000円の介護手当を交付します。

●シルバーカー購入費補助

- ▼対象者＝おおむね65歳以上の高齢者又は60歳以上の身体障がい者で、日常歩くのに杖などを必要としている方。
- ▼内容＝シルバーカー（手押し車）購入費の3分の1を助成します（限度額5,000円）。

●安否確認・緊急通報システムの貸与

- ▼対象者＝65歳以上のひとり暮らし高齢者又はひとり暮らしの1級又は2級の身体障がい者等で、持病等で緊急時に不安のある方。
- ▼内容＝病気などの緊急時に通報センターに通報する装置、安否確認センサーを貸与します。

●寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

- ▼対象者＝おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの家庭、及び要介護度4以上の在宅の高齢者で、寝具の衛生管理が困難な方。
- ▼内容＝寝具類等一式（掛布団、敷布団、毛布）の洗濯、乾燥消毒（年2回まで）。自己負担700円／1回

●高齢者日常生活用具給付

- ▼対象者＝おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮を必要とする住民税非課税世帯である方。
- ▼内容＝電磁調理器、自動消火器を給付します。

▼申請・問い合わせ先＝保険課 高齢者支援係 ☎(56) 9129

●高齢者介護用品給付

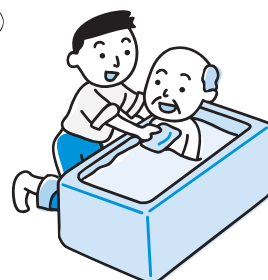
- ▼対象者＝在宅で介護を受けている要介護度4以上の高齢者で、その世帯全員が住民税非課税である方。
- ▼内容＝紙おむつなどの介護用品と交換のできる15,000円分の給付券を年5回交付します。

～現在受付中です～

今年度の給付券の交付が7月から始まりますので、現在申請を受け付けています。昨年度受給していた方も改めて申請が必要です。

●社会福祉法人の利用者負担額の軽減

- ▼対象者＝下記の要件をすべて満たす方
 - ・年間収入が単身世帯で150万円、1人増えるごとに50万円加算した額以下であること。
 - ・預貯金が単身世帯で350万円、1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - ・居住用以外に資産がないこと。
 - ・親族等に扶養されていないこと。
 - ・介護保険料を滞納していないこと。
- ▼内容＝社会福祉法人の提供する介護サービスの自己負担額を標準で25%軽減します。（ただし、軽減率については平成21年4月1日～平成23年3月31日までは介護報酬改定に伴う特例措置として28%となります。）



▼問い合わせ先＝
 栃木県後期高齢者医療広域連合
 028(627)6805
 税務課 住民税係
 (56) 9122
 保険課 国保年金係
 (56) 9134

後期高齢者医療制度の保険料率について、左表のようになり変わります。

■保険料の軽減措置
 平成21年度に行われた保険料の軽減措置は、平成22年度においても継続します。

○所得の低い方に対する均等割額を9割、8.5割、5割、2割軽減する措置。

○所得の低い方に対する所得割を5割に軽減する措置。

○被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額を9割軽減する措置。

	平成20・21年度		平成22・23年度
均等割額	37,800円	→	37,800円
所得割率	7.14%	→	7.18%

女性特有のがん検診推進事業のお知らせ

日本のがん検診受診率を50%にあげることが目標として、女性特有のがん対策が講じられることになり、下表の年齢の方々に対して、子宮頸がんまたは乳がん検診無料クーポン券を配布します。

対象の方には、6月下旬に郵送にてクーポン券をお配りしていますので、詳しくはクーポン券に同封の「お知らせ」及び「検診手帳」をお読みください。

〈子宮頸がん検診〉

年齢	生年月日
20歳	平成 元(1989)年4月2日～平成 2(1990)年4月1日
25歳	昭和59(1984)年4月2日～昭和60(1985)年4月1日
30歳	昭和54(1979)年4月2日～昭和55(1980)年4月1日
35歳	昭和49(1974)年4月2日～昭和50(1975)年4月1日
40歳	昭和44(1969)年4月2日～昭和45(1970)年4月1日

〈乳がん検診〉

年齢	生年月日
40歳	昭和44(1969)年4月2日～昭和45(1970)年4月1日
45歳	昭和39(1964)年4月2日～昭和40(1965)年4月1日
50歳	昭和34(1959)年4月2日～昭和35(1960)年4月1日
55歳	昭和29(1954)年4月2日～昭和30(1955)年4月1日
60歳	昭和24(1949)年4月2日～昭和25(1950)年4月1日

※年齢は平成22年4月1日現在です。(町の健診の年齢基準とは異なります)

▼問い合わせ先=保険課 健康診査担当 ☎(56)9129



▼問い合わせ先＝
保険課 健康診査担当
☎(56)9129

※対象者には、6月下旬にお送りした受診券に「お知らせ」を同封していますので、詳しくはお知らせをお読みください。

▼医療機関＝健康カレンダー3ページでご確認ください。

▼実施期間＝7月1日～12月31日
▼受診方法＝保険課 健康診査担当係に申し込み後、交付された「受診券」及び「健康保険証」を持参し、町指定の歯科医院で受診してください。

▼費用＝800円
▼対象＝40歳・50歳・60歳・70歳の方(平成23年3月31日時点)

今年度も左記のとおり歯周疾患検診を実施します。歯周疾患の早期発見・早期治療のためにも、この機会にぜひ検診を受けましょう。

歯周疾患検診のお知らせ

歯周疾患(歯周病)とは、歯の周りの組織が歯垢(プラーク)に含まれる細菌に感染することによって起こり、放っておくと歯ぐきの腫れや出血、歯のぐらつきへと進行し、やがては歯を支えている骨が破壊され、歯を失ってしまう病気です。かつては「歯槽膿漏」と呼ばれていました。歯周疾患は、初期には痛みや自覚症状が少ないため注意が必要です。

かんたんフィットネス教室参加者募集!!

「健診の結果が悪くなってきた」「運動はどのようにしたらよいの?」「いつまでも健康でハツラツと生きていきたい!!」と思っている皆さん。自分の健康のためにみんなと一緒に楽しく学んでみませんか?自分の健康のためにぜひご参加ください。

かんたんフィットネス教室

- ▼対象＝町内にお住まいの40歳～69歳の方
- ▼定員＝先着30名
- ▼日程＝夏コース(毎週火曜日)
8/24、31日、9/7、14、21、28日
10/5、12、19、26日、11/2、9日
- ▼時間＝午前9時30分～11時30分

- ▼場所＝保健センター
- ▼費用＝500円(セラバンド代)
- ▼内容＝運動の理論についての講義、ストレッチ・筋トレ・ウォーキングの実践など

医療機関に通院している方は、あらかじめ主治医に了解をとった上で申し込みください。

▼申し込み・問い合わせ先＝健康福祉課 健康増進係 ☎(56)9132

